

2021年11月9日

## 労働基準法違反にかかる情報提供書

申告者ら代理人 弁護士 定岡 由紀子

申告者 浦谷 幸二

申告者 山本 圭一

申告者 今田 昌二

申告者 下茂 春美

申告者 西 三喜夫

申告者 前田 稔

淀川労働基準監督署 御中

労働基準法違反の事実があるため、労働基準法104条1項に基づき、下記のとおり申告いたします。貴署におかれましては、ただちに事実確認のうえ、違反事実を是正すべく職権の発動をいただきますようお願いいたします。

なお、本申告に関しましては、代理人弁護士が担当いたします。

### 1 申告者ら

(1) 略

#### (2) 申告者ら代理人

弁護士 定岡 由紀子

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6番18号アクセスビル7階

ソフィオ法律事務所

TEL : 06-6315-8284 FAX : 06-6315-8285

## 2 違反者

東海旅客鉄道株式会社

代表者 代表取締役 金子 慎

(本社住所) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(関西支社住所) 大阪市淀川区宮原一丁目1番1号

### 3 労基法違反の事実

#### (1) 違反者の事業組織

違反者は、1987（昭和62）年4月1日、日本国有鉄道改革法等に基づき、日本国有鉄道が経営していた事業のうち、東海道新幹線、東海地方の在来線に係る事業を承継して設立された株式会社である。名古屋市に本社及び東海鉄道事業本部（在来線の運行業務を統括）を、東京都に本社機能の一部及び新幹線鉄道事業本部（新幹線の運行業務を統括）を置くほか、静岡市及び大阪市に支社、津市及び飯田市に支店を置いている。

申告者らはいずれも新幹線乗務員であり、東海道新幹線（新大阪駅から東京駅間及び車両所まで）の運転業務及び車掌業務に従事している。

新幹線乗務員らが所属する「運輸所」は、「東京第一運輸所」「東京第二運輸所」「名古屋運輸所」「大阪第一運輸所」「大阪第二運輸所」の5カ所に分かれている。申告者西三喜夫は大阪第一運輸所（以下「大一運」という）に、その他5名の申告者はいずれも大阪第二運輸所（以下「大二運」という）に所属している。

#### (2) 違反者における勤務に関する定め等

##### ア 変形労働時間制の採用

違反者においては、1か月単位の変形労働時間制が採用されている（資料1・就業規則第59条）。

各日の始業時刻及び終業時刻は、就業規則には定められておらず、各日の勤務指定により特定されることとなる（就業規則54条、55条、別表2）。各勤務種別の始業時刻、終業時刻は、就業規則別表2に定められているが、乗務員（運転士及び車掌）については「乗務行路表」に定められている（就業規則別表2「乗務員」欄「指定した乗務行路表による」→資料2「乗務行路表」）。

##### イ 勤務体制

新幹線乗務員の各日の労働時間は固定されておらず、また、各乗務員が異なるスケジュールで勤務している。各乗務員は、それぞれ決められた列車に乗務し、決められた時間・場所で休憩や就寝をする等というように勤務スケジュールが細かく組まれており、それぞれ「行路番号」が当てられている。

たとえば車掌行路の「T401 行路」は出勤7時56分、退出20時27分とされているが（資料2・5頁）、さらに詳細には、7時56分に出勤し、のぞみ2号（8時45分15秒新大阪発、11時15分00秒東京着）、ひかり521号（17時03分15秒東京発、19時57分00秒新大阪着）に乗務し、20時27分に退出、というスケジュールとなる（資料2・21頁）。

このような行路と休日をいくつか組み合わせて17日間をひとつの周期としたものが「交番」と呼ばれる。組み合わせる行路と休日が異なれば、異なる交番ができあがるが、申告者らの勤務する大一運および大二運には、運転士用の交番と車掌用の交番がそれぞれ複数作成されている。各交番がどのような行路と休日の組合せになっているかを記載して表にしたものは「交番順序表」として、職場ごとに作成されている。

乗務員については、上記の交番表に従い勤務する「交番月」のほか、交番表にこだわらず、その都度勤務する行路が指定される「予備月」が設定されている。1年のうち、4カ月が「交番月」、8カ月が「予備月」とされている。

## ウ 勤務指定の方法

規程上は、「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、指定した勤務を変更する。」とされている（資料1・就業規則55条）。

しかし、後述するとおり、違反者においては具体的な勤務を確定するのを勤務日5日前としている（規程等に根拠なし）。

## （3）違反者における勤務指定の実態（交番月について）

### ア 休日予定表の発表（前月10日）

交番月の勤務については、その前月の10日に、各人の翌月の勤務日・勤務内容（担当する交番）と休日の予定が記載された「休日予定表」が発表される。そのため、交番月については、前月10日の時点で、いつどの行路で乗務し、どの日が休日となるかが一応分かることになる（資料3・3頁）。

ただし、「休日予定表」に記載される行路は、たとえば「T406-1」のように枝番がある行路番号ではなく、「T406」のみであって、「T406-1」「T406-2」という枝番による区別は記載されない。異なる枝番により、出勤時刻あるいは

退出時刻が異なるが、前月10日の時点ではそれは明らかにされない。

#### イ 勤務指定表の発表（前月25日まで）

「勤務指定表」では、前月10日時点の休日予定表と同様に「公休」「特休」として休日が記載されているほか、勤務内容が、枝番まで含めた正確な行路番号で特定される（前項の例の場合「T406-1」なのか「T406-2」なのか）が判明する。資料3・8頁）。

年次有給休暇は前月15日までに時季指定すべきこととされているが（資料1・就業規則76条、最終頁「社通達第82号」）、時季指定した年休について、この時点では年休となるか否かが決定されるものとされないものがあり、時季変更権を行使しないと決まった日には「年休」と記載されるが、一部は、勤務日5日前まで時季変更権行使が保留され（規程等に根拠なし）、行路番号が記載される。

#### ウ 勤務の最終確定（勤務5日前）

各運輸所には、翌日から5日後までの社員全員の勤務スケジュールが記載された用紙が綴られたファイルが備え付けられている。これは「運転士 日別勤務指定表」「車掌長 日別勤務指定表」「車掌 日別勤務指定表」と合計3冊作成され、1冊に各乗務員の5日分のスケジュールが綴じられている（以下、3冊をまとめて「日別勤務指定表」という）。

日別勤務指定表では、前月25日の時点で保留とされていた年休について、時季変更権が行使されなかった場合には「年休」と記載され、行使された場合には行路番号等が記載されたままとなる（資料3・10頁）。保留されていた年休については、勤務日5日前になるまで、その日が休暇になるのか労働日になるのかが判明しない。

### （4）違反者における勤務指定の実態（予備月について）

#### ア 「休日予定表」の発表（前月10日）

予備月の勤務については、交番月と異なり、勤務日や休日（公休日・特別休日）等の記載は一切なく、白紙の「休日予定表」が発表されるに過ぎない（資料3・3頁）。また、予備月では交番順序表に従った勤務ともならないため、予備月でどのような勤務（乗務行路、出勤予備、日勤等）をすることになるのか、前月10日の時点ではまったく分からない。

## イ 「勤務指定表」の発表（前月25日まで）

予備月についても、前月25日までに「勤務指定表」が発表される。

「公休」「特休」の休日、時季変更権を行使しないと確定した年休等が記載され、時季指定した年休の一部について時季変更権行使が保留され、休日になるのか労働日になるのかすら分からないことは、交番月におけると同様である。

勤務内容（担当する行路）については、2019年12月分勤務指定表までは一切記載されておらず、始業・終業時刻がまったく分からなかった。2020年1月分以降は、一部について行路番号が記載され始業・終業時刻が特定されるようになったものの、依然として、空白のまま発表される日があり、その日については始業・終業時刻は分からない（資料3・8頁）。

## ウ 勤務の最終確定（勤務5日前）

「勤務指定表」で空欄とされていた日の始業・終業時刻、および時季指定した年休のうち保留されていたものは、勤務5日前に初めて、日別勤務指定表を閲覧することで判明する（資料・10頁）。

## （5）労基法32条の2の要件を満たさないこと

### ア 変形労働時間制における始業時刻・終業時刻の特定

始業時刻・終業時刻は、労働契約締結の際に明示されなくてはならないこととは言うまでもない（労基法15条、労基則5条1項2号）。そうでなくては、労働者は労働に充てるべき時間と自由な時間を区別することができなくなり、計画を立てることができなくなり、自由時間を友人、家族、恋人と、あるいは一人で好きなことをして過ごすことが事実上困難となる。始業・終業時刻の特定は、自由時間を真の自由時間として、労働者それぞれの幸福追求（憲法13条）のために費やすことを可能とするため、重要な原則である。

変形労働時間制が採用される場合であってもこの原則は貫徹される。1ヶ月単位の変形労働時間制では、労使協定による定め又は就業規則その他これに準ずるものにより、各日、各週の労働時間および始業時刻・終業時刻を具体的に定めることが要求されている（昭和63年1月1日基発1号）。

違反者では月ごとに勤務割が発表され、あらかじめ就業規則等で具体的な労働時間を特定することができない。そのこと自体は違法とされてはい

ないが、そのような場合にも、就業規則で各直勤務の始業終業時刻、各直勤務の組み合わせの考え方、勤務表の作成手続およびその周知方法等を定めておき、それに従って各日ごとの勤務割が「変形期間の開始前までに具体的に特定」されなければならない（昭和63年3月14日基発150号）。

#### イ 違反者では予備月の始業終業時刻が変形期間の開始前に特定されない

違反者における変形労働時間制は、毎月1日を始期とする1ヶ月を変形期間とする（資料1・59条）。したがって具体的な始業終業時刻（違反者においては具体的な行路の指定で特定できる）は、勤務日前月の末までに特定されなくてはならない。就業規則上は、前月25日までに勤務が指定されることとなっている（資料1・55条）。

しかし、前述の通り、時季指定した年休については、前月15日までに時季指定することとされているにも関わらず、勤務日5日前になるまで時季変更権が行使されるか否かが保留とされ、当該日が休暇となるのか労働日となるのかすら分からないものが少なくない。これは交番月であっても予備月であっても同様の問題である。

さらに、予備月勤務については勤務日5日前になるまで始業終業時刻が特定されない場合が少なくない（資料4）。

#### ウ 労基則26条が適用されないこと

##### （ア）「予備の勤務に就くもの」とは

予備月勤務は「予備月」と呼称されてはいるが、法律上の「予備の勤務に就くもの」とは異なる。

列車等の乗務員の「予備の勤務に就くもの」については、労基法32条の2の規定にかかわらず1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させることができるとされている。しかし、この場合の「予備の勤務に就くもの」とは、「乗務員のうち交番表によって正規の業務に就く者以外の者で、いわゆる出勤予備又は自宅予備として一定期間待機の状態にあって、乗務員の不時の欠勤、臨時列車の運転等に際して随時乗務をする者」のことを指すのであって（昭和29年6月29日基発355号）、「予備月」勤務には適用されない。

##### （イ）違反者における「出勤予備」と「予備月勤務」の違い

違反者で「予備月」勤務にあたる乗務員は、「待機」に指定されるわけで

はなく、あくまで特定の行路担当をあらかじめ指定されるが、その指定が交番表によらないというものである。それ自体が指定される勤務の種類ではない。

一方、違反者には「出勤予備」と総称される「一定期間待機の状態にあつて、不時の欠勤、臨時列車の運転等に際して随時乗務をする」ための勤務種別がある。具体的には、運転士の出勤予備として「C予備」(14:15～22:00)、「D予備」(5:00～12:45)、「A予備」(9:15～17:00)、車掌の出勤予備として「2予備」(12:15～20:00)、「4予備」(5:00～12:45)、「1予備」(9:15～17:00)である(資料2・9頁)。「出勤予備」は、勤務日5日前に発表される「日別勤務指定表」により、予備月にあたる乗務員の中から指定される。実際には、出勤予備は車掌の「2予備」「4予備」および運転士の「C予備」「D予備」の4人が指定されることが多い(これらを組み合わせることにより2暦日にわたる行路に対応しやすいためだと思われる)。

「出勤予備」に指定されると、勤務日5日前以降勤務日当日の間に発生した突発的な事象(乗務予定者の病欠など)に応じて、乗務を担当したり、待機として乗務員待機スペースで自主学習を行ったりする。待機した時間は労働時間とみなされる(資料1・92条)。

この「出勤予備」が、労基則26条が特例を設けた「予備の勤務に就くもの」である。「予備月」にあたり、交番表によらず勤務を指定される乗務員は、法律上の「予備の勤務に就くもの」には該当しないから、なお労基法32条の2にしたがい、変形期間開始前(すなわち前月末まで)に始業・終業時刻が特定されなくてはならない。

#### 4 まとめ

以上のとおりであり、違反者における変形労働時間制は、労基法32条の2の要件を満たしていない。申告者らは、適切な調査を行い、違反事実を是正すべく貴署の職権発動を求めるため、本申告に至った。

以上

## 添付資料

- 1 就業規則
- 2 大二運の乗務行路表
- 3 「大阪第二運輸所における乗務員に対する勤務指定等の流れ」と題する書面  
(違反者が作成し大阪地方裁判所に提出した資料)
- 4 申告者ら(および同じ労働組合に所属する乗務員ら)の前月25日時点での勤務指定を一覧表にまとめたもの。交番月と予備月は混在している。空欄部分は始業・終業時刻が特定されていない。